

このたびの東日本大震災により尊い命を失われた方々のご遺族の皆様に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、未だ行方不明の方々の一刻も早い発見を、心よりお祈り申し上げます。また、被災現場や避難所において、献身的に働いている皆様に対し、衷心より感謝を申し上げます。

現在、町災害対策本部においては、大津波により寸断されたライフラインの復旧作業を急ぐとともに、行方不明者の捜索やガレキの撤去、仮設住宅の建設といった、喫緊の震災対応に全力を傾注しております。

今後においても、町民の皆様との絆を大切にしながら、町の復興に専心してまいりますので、一層のご理解とご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

震災発生以降これまで、町には全国の皆様方から多くの義援金や救援物資が届けられております。この多くの温かいご支援に対しまして、最大限の感謝を申し上げさせていただきます。大変ありがとうございます。

南三陸町長 佐藤 仁

このたびの東日本大震災により尊い命を失われた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災を受けた方々に、議会を代表して心よりお見舞い申し上げます。また、被災現場で昼夜を問わず働いている皆様に対し、心より敬意と感謝を申し上げます。

さて、当町は、大津波により多くの尊い生命と財産を失うこととなりました。現在、ライフラインをはじめ仮設住宅、生活再建支援金、学校の再開など、再建に向けた取り組みが着実に進んでおりますが、議会といたしましても、国・県に対し復興に向けた支援策を強く要望しております。

町民の皆様が安心して安全に暮らすため、町政の一端を担う議会としても、災害に強い町づくりを目指し、町の復興に執行部と一体となって取り組んでまいります。

今後とも、議会に対するご支援を賜りますとともに、町民皆様のご健康を、心からお祈り申し上げます。

南三陸町議會議長 後藤 清喜

家族がそばにいることが、あたりまえだったのに、仲間がそばにいることが、あたりまえだったのに、

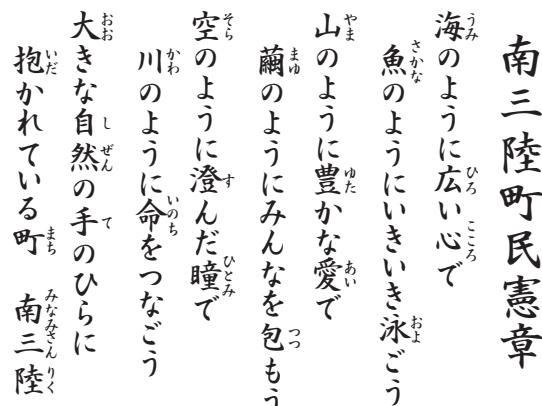
平成23年3月11日、

私たちは、これ以上ない悲しみを体験しました。

こんな時にこそ、

町民みんなの気持ちをひとつにして、前へ進もう。

「南三陸町民憲章」を、今一度、心に刻んで。



広報 南三陸

災害臨時号

発行 南三陸町企画課

vol.1

仮庁舎のお知らせ

現在、南三陸町役場はスポーツ交流村のテニスコート内に仮庁舎を設置し、業務を行っています。主な業務内容、連絡先は次のとおりです。

◆総務課 町財政、人事など。
☎ 46-1370

◆危機管理課(災害対策本部) 災害統括、被害状況など。
☎ 46-2600

◆企画課 復興計画、広報など。
☎ 46-1371

◆町民税務課(窓口) 各種証明、税、年金、医療給付など。
☎ 46-1373

◆町民税務課(被害調査班) 災害証明、被害調査など。

◆保健福祉課(避難対策班、健 康増進係、こども家庭係) 避難者状況、集団避難、保健指導、保育所・保育園など。
☎ 46-1372

◆保健福祉課(社会福祉係、高 齢者福祉係) 安否確認、災害支援金・義援金、高齢者福祉など。
☎ 46-2601

◆環境対策課 ごみ、し尿、火葬場管理など。
☎ 46-1378

◆建設課 仮設住宅、がれき撤 去など。
☎ 46-1377

◆産業振興課 農林・水産・商 工業・観光振興など。
☎ 090-2859-3841

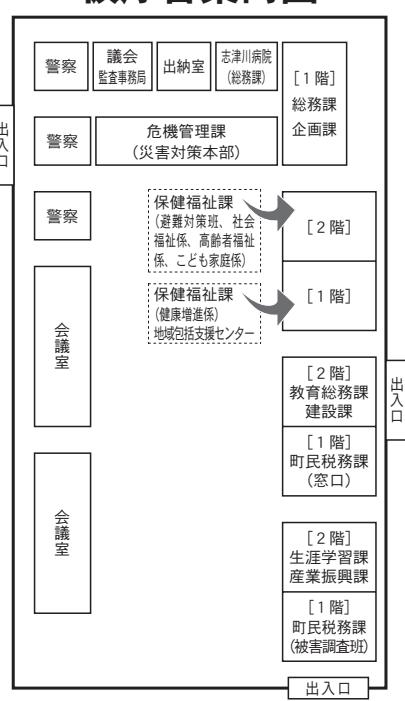
◆上下水道事業所 上水道の応 急復旧など。
☎ 090-116

◆生涯学習課 社会教育、文化 財など。
☎ 46-2639

◆教育総務課 学校管理など
☎ 46-2604

※電話回線が完全に整備されていません。その他の連絡は、代表電話(☎ 46-2600)におかけください。

南三陸町役場 仮庁舎案内図



窓口業務

◆開庁場所

役場仮庁舎内町民税務課
※5月中旬頃を目途に、平成の森にも窓口を設置する予定です。

◆開庁日

月曜日から金曜日及び日曜日
※土曜日及び祝日はお休みします。

◆開庁時間

午前9時から午後3時
※5月9日（月）からは、午前8時30分から午後5時15分に変更となります。

税

政府では、緊急の対応としての税制上の特例等に係る措置を講じるため、関連法案を閣議決

定して今国会に提出し、早期成立を図ることとしています。左記の掲載内容は、平成23年4月13日（水）開催の政府税制調査会で審議されたものです。

◆取扱業務内容 住民異動届関係（転入出、転居届など）、戸籍の届出関係（出生、死亡届など）、住民票関係、印鑑証明、所得証明、課税証明、納稅証明、資産証明、評価証明、公課証明

※戸籍謄抄本は、6月1日（水）から発行します。

※印鑑登録は、平成23年12月31日までの暫定的な取り扱いにより業務を実施しています。

この期間に印鑑登録をされた方は、平成24年1月以降に、再度登録換えの手続きが必要になります。

◆国民年金保険料 被災により、住宅などについて、おおむね二

※個人住民税特別徴収（給料天引き）の納稅通知書発送につ

いて、今年は数ヶ月遅れる見込みになっています。給料天引き等で支障がある事業主の方はご連絡ください。

◆連絡先 戸籍住民係 ☎ 46-1373

分の一以上の損害を受けた方は、申請により保険料が全額免除になります。申請手続きなどの詳しい内容は、石巻年金事務所まで問い合わせください。

※口座振替を利用されている方は、口座振替の停止手続きが

必要となりますので、お早めにご相談ください。

※役場仮庁舎での国民年金の各種手続きは、6月から受け付けます。

◆連絡先 戸籍住民係 ☎ 46-1373

震津波により運行できない場合は、届出により課税されないことになりますので、お早めに滅失等の届出を町民税務課まで提出願います。

◆連絡先 戸籍住民係 ☎ 46-1373

平成23年4月末日が納期限の国民健康保険税（第1期分）は、6月末日まで納期を延期します。

◆連絡先 戸籍住民係 ☎ 46-1373

国民健康保険税の減免については、詳細が決まり次第お知らせします。

◆介護保険料 介護保険料の減免については、詳細が決まり次第お知らせします。

◆連絡先 戸籍住民係 ☎ 46-1373

医療給付

【保険証】

国民健康保険証及び後期高齢者医療保険証は、当分の間発行

できませんが、平成23年5月末日までは、被災者であることに加え、住所、氏名、生年月日を申し出れば、保険証が無くとも無料で受診することができます。

【子ども手当】

子ども手当は、2月から5月の4カ月分を6月10日（金）に

口座振込にて支給する予定です。

新規申請が必要な方には、文書等で連絡します。なお、

手書きをお願いします。なお、

申請の必要はありません。

◆連絡先 町民税務課医療給付係 ☎ 46-1373

【各種医療受給者証】

乳幼児医療費、母子父子家庭

医療費及び心身障害者医療費受

給者証は、当分の間発行できま

せんが、医療機関等の窓口で一部負担を支払った場合は、領収

保健福祉社関連

【保健センター業務】

母子手帳の交付や各種相談業

務を役場仮庁舎で再開しました。

気軽にご相談ください。

※町外に避難されている方は、避難先の市町村でも母子手帳や予防接種予診票の交付を受けることができます。

◆ボリオ予防接種 【各種予防接種】

4月の集団

接種は中止になりました。次回は、11月に実施する予定です。

◆その他の予防接種 三種混合や麻しん風しんなどは、町内の指定医療機関（公立志津川病院、鎌田医院）で接種できるよう準備を進めています。また、町の助成があるBCGや子宮頸がん予防接種などについても、同じ

く準備を進めていますので、詳細が決まり次第お知らせします。

【乳幼児健康診査】

現在、実施方法や時期について検討中です。町外に避難されている方については、避難先市

町村で受けることができます。

◆連絡先 保健福祉課健康増進係 ☎ 46-5113

で受けることができます。また、町の予防接種などについても、同じ

保育所・保育園

町立保育所（園）は、園庭が完全に浸水した志津川保育所と、避難所として使用している名足保育園を残して、津波により流失・浸水の被害を受けました。残った施設の安全性などを確認していますが、いずれも相当程度の修繕が必要で、現状での施設利用は不可能な状態です。また、再開の時期についても、ライフラインが復旧していないことなどから、未定となっています。一日でも早く保育所（園）を再開できるように努めることにも、状況が改善した際には、いち早くお知らせしますので、ご理解をお願いします。

◆連絡先 保健福祉課こども家庭係 ☎ 46-5113

支援金・義援金

【被災者生活再建支援金】

災害被災者の生活再建のために、世帯を単位として生活再建支援金が支給されます。

◆基礎支援金

・住宅全壊：二人以上の世帯は100万円、一人世帯は75万円
・住宅大規模半壊：二人以上の世帯は50万円、一人世帯は37万5千円

◆基礎支援金（基礎支援金を受けることができる方で、住宅を建設、購入、補修及びアパートなどを賃借される世帯が対象）

・建築、購入：二人以上の世帯は200万円、一人世帯は150万円
・補修：二人以上の世帯は100万円、一人世帯は75万円
・賃貸：二人以上の世帯は50万円、一人世帯は37万5千円

◆申請受付期限 基礎支援金：平成24年4月10日まで
・加算支援金：平成26年4月10日まで

◆申請受付会場 役場仮庁舎
申請から2ヶ月程度の期間を要します。申請方法などの詳しい内容は問い合わせください。

◆支援金の支給について
支援金の支給について
申込から2ヶ月程度の期間を要します。申請方法などの詳しい内容は問い合わせください。

◆東日本大震災災害義援金
宮城県災害義援金配分委員会において、災害見舞金として第一次配分が決定されました。

◆給水の見通し
当面は、上水道の応急復旧に全力を注ぎ、早期の給水開始を目指します。給水開始の時期は、地区の被災状況により異なりますが、約2ヶ月から6ヶ月先と考えています。給水が開始されるまでは、給水車による給水活動を続けます。

◆死亡、行方不明者：一人当たり35万円

◆配分対象及び金額
死亡、行方不明者：一人当たり35万円

◆死亡、行方不明者：一人当たり35万円

上下水道

ますのでご了承ください。
◆義援金の配分について
平成23年5月下旬から6月上旬を目途に、配分が可能となつた分から配分する予定としている

なつた方は、全額をその口座に返金します。

◆連絡先 保健福祉課社会福祉係 ☎ 46-5113

ます。そのほかの詳しい内容は問い合わせください。

◆連絡先 保健福祉課社会福祉係 ☎ 46-5113

なつた方は、全額をその口座に返金します。

◆4月分以降 基本料金を含め、給水を開始するまで料金は徴収しません。

◆各種手続
【各種手続】
【給水の見通し】

当面は、上水道の応急復旧に全力を注ぎ、早期の給水開始を目指します。給水開始の時期は、地区の被災状況により異なりますが、約2ヶ月から6ヶ月先と考えています。給水が開始され

るまでは、給水車による給水活動を続けます。

◆中止届 職権で全世帯を中止

していきますので、届出は不要です。

◆開始届 給水開始となつた時

点で、水道事業所の職員が現地を確認しますので、その際に提出してください。

◆連絡先 上下水道事業所 ☎ 090-1618-2408

公立志津川病院

【外来診療】

◆場所 ベイサイドアリーナ駐車場内仮設診療所

◆診療受付時間 午前8時30分～午前11時、午後2時～午後4時

◆診療受付時間 午前8時30分～午前11時、午後2時～午後4時

◆巡回診療 【巡回診療】

◆診療科目 内科（月～金）、循環器内科（火・金）、泌尿器科（金）※午前のみ診療）、外

科（月～金）、整形外科（火・水・木）、小児科（月・水）、歯科（月～金）、眼科・耳鼻科・皮膚科（金）※午前10時から午前11時30分まで診療）

※泌尿器科は、5月6日（金）からの診療開始となります。

現在、戸籍が確認できなかったため申請を受け付けることができません。改めてお知らせし

ます。そのほかの詳しい内容は問い合わせください。

火：歌津中学校、水：志津川小学校、木：志津川高校、金：志津川自然の家

◆連絡先

公立志津川病院

☎ 080-5065-9467

教育関連

【町立小中学校の再開】

町立小中学校的学校再開については、次のとおりです。なお、学校施設が被災した戸倉小学校及び戸倉中学校は、旧登米市立善王寺小学校に、名足小学校については伊里前小学校に学校機能を一時的に移転します。

◆始業式 5月10日（火）全小

中学校

◆入学式

5月11日（水）戸倉

小学校、伊里前小学校、名足小学校、戸倉中学校、歌津中学校

5月12日（木）志津川小学校、入谷小学校、志津川中学校

◆学校給食 当分の間は、パンと牛乳などの簡易給食となります。給食費は免除です。

◆スクールバス 当分の間、一部区間で臨時スクールバスを運行します。
※詳細については、各学校を通じてお知らせします。

◆教員補助者の募集

5月10日（火）～
◆募集期間 5月1日（日）～

◆業務内容 特別な配慮が必要な児童生徒の支援
◆応募資格 満18歳以上の健康な方（高校生を除く。）

◆連絡先 教育総務課 ☎ 2604-461

建設関連

【応急仮設住宅】

仮設住宅の入居申請は、希望する地区などを記入し、事前に申請をしておくことが可能です。また、一度申請をすれば、再度の申請をすることなく、次回以降の抽選を受けることができま

す。入居を希望する方は、お早めに申請してください。

◆勤務日・勤務時間 原則として月曜日から金曜日まで、1日6時間勤務

◆任用期間 5月16日（月）～

7月31日（日）
※2学期以降更新あり

◆賃金 時給820円

◆申し込み先 各学校に直接申込みください。

【南三陸町育英資金の貸付者】

震災により、育英資金の業務が滞つておりますことをお詫び申しあげます。今後の業務のため、次の点について、ご理解とご協力をお願いします。

・現在貸付を受けていて継続を希望する方、貸付が完了し現

在返済中の方は、至急教育総務課までご連絡ください。

・平成23年度の貸付を申し込まれた方は、受理した書類が流れましたため、再度提出願います。（貸付決定の時期は未定です。）

【がれき撤去】

町では、倒壊した家屋、自動車、船舶等の撤去作業を建設業

協会に委託して実施しています。

通行規制を伴うこともありますのでご協力をお願いします。

◆連絡先 建設課 ☎ 46-1377

ゴミ

【収集するごみ】

◆可燃ごみ：紙類、生ごみ等

◆資源ごみ：ビン、缶、ペットボトル、ダンボール

◆衣類、新聞、雑誌類、燃えな

※ごみの分別、減量化にご協力ををお願いします。

◆連絡先 環境対策課

☎ 090-2859-3841

◆歌津地区 払川、上沢、樋の口、宮方、中左、田表、石泉、吉野沢、川内、峰畠、枡沢、白山、大森、平松、砂浜、皿貝、町向

◆復旧状況（4/27現在）

東北電力では、避難所や多数の方が利用する施設を優先して復旧作業を進めています。今後、約300本の電柱と約40キロメートルの電線の敷設が必要であり、継続して復旧作業を行ってまいりますが、地域によっては、復旧に時間を要する見通しとなっています。詳しくは、コールセンターに問い合わせください。

※今後着工が決定する分についても、広報紙に掲載または避難所に掲示するなどして、お知らせします。

◆連絡先 東北電力 ☎ 012-0-11753366

◆歌津地区 黒崎、林、上保

呂毛、磯の沢、平井田、沼田、大沢、大上坊、米広、大畑

◆入谷地区 全域

◆戸倉地区 街道方、町、脇の

いゴミ等は収集できません。各行政区及び避難所にお知らせしているとおりの日程で収集を行いますので、指定日の午前9時までに、最寄りの集積場所に出してください。

【収集場所及び収集日】

各行政区及び避難所にお知らせしているとおりの日程で収集を行いますので、指定日の午前9時までに、最寄りの集積場所に出してください。

お知らせします。

編集後記

大変遅くなりましたが、やっと皆さんに広報紙をお届けすることができました。毎月1日と16日の月2回の発行を予定しています。皆さんのお役に立てる情報を掲載ていきたいと思いますので、ご意見をお寄せください。